公立保育園の認定こども園化について

20 地区において幼児教育の機会を、持続的に提供するよう、公立保育園の全園を「保育所」から「保育所型認定こども園」へ移行する。

- ・移行時期 令和4年4月1日から
- · 対象施設 全 16 園
- ・信州やまほいく認定は、全園が引き継ぐ
- 1 第二期子育て応援プラン上の位置づけ(令和2~6年度)
 - ・第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の展開(保育所の在り方方針) ア 全地区(20地区)において、11時間以上の保育サービスがあるまちを目指します イ 全地区において、3歳未満児を家庭で養育しながら、3歳以上児が無償で幼児教 育施設へ通えることができるまちを目指します
 - ウ 乳児・3歳未満児の子育てに寄り添い、効果的に支援するまちを目指します
 - エ 教育・保育施設については、地区ごとの特性に応じて個別にマネジメントします
 - オ 行政が、多様な主体による教育・保育の運営をしっかりサポートします
 - ・イの具体的な取り組み
 - ・20 地区において、家族構成や家族の就労状況など保育要件の有無に関わらす、地元小学校区(学区外も可)で就学前3年間の幼児教育を受けられるまちづくりを推進します。公立保育所では保育要件を必要としない「保育所型認定こども園」への移行を 目指します。
- 2 認定区分について

認定区分	内 容	利用できる施設
1 号認定 (以上児)	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 2号認定子ども以外のもの	認定こども園 幼稚園
2号認定 (以上児)	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 「保育を必要とする事由」に該当し、家庭におい て必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
3号認定 (未満児)	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、 「保育を必要とする事由」に該当し、家庭におい て必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 地域型保育事業所 (事業所内保育所)

- ※「保育を必要とする事由」… 就労、産前産後、疾病・障がい、0歳児養護等
- 3 認定こども園化によるメリット
 - ・1号認定が受入可能となり、保護者の勤務形態や就労の有無に関わらず、3歳以上児が地元の保育園へ通える。(アフターコロナの多様な暮らし方(働く環境の選択)に対応できる。)
 - ・3歳未満児を家庭で養育したい家庭が、3歳未満児を家庭で養育していても、3歳以上児は地元の保育園に通える。(3歳未満児保育のニーズの上昇を一定程度抑制できる。)
 - ・これまでの私的契約児が子ども・子育て支援法の適用児童となり、保護者の経済的負担の軽減につながる。

- 4 1号認定の受入について
 - (1) 定員枠 令和3年4月現在の2号認定(3歳以上児)の1割程度で設定 ※3歳以上児の入所については弾力的に運用
 - (2) 教育時間と保育時間

区	分	7:30	8:00	9:00	15:00	16:00	18:30
1 号認定	保育・教育 標準時間						
2 · 3 号認定	保育短時間						
	保育標準時間						

※保育要件不要(1号認定)、保育要件必要(2号·3号認定)

※1号認定(月曜日~金曜日)保育・教育標準時間(9:00~15:00)

5 その他

(1) 私的契約の場合の利用料(公立保育園)【子ども・子育て支援法施行細則】

児童の年齢区分	保育時間	月額利用料(円)			
4歳以上児	保育標準時間相当	37, 620			
	保育短時間相当	31, 570			
3 歳児	保育標準時間相当	42, 020			
	保育短時間相当	35, 970			

※参考) 令和2年度決算額 4人 557,920 円

(2) 認定こども園化によるメリット(例)

1~2歳児を家庭で養育しながら、3歳以上児を保育園への入所を希望した場合

★現行(保護者の選択肢)

ケース① 幼保連携型認定こども園への転園

ケース② 保育園の途中退所

ケース③ 私的契約 (例:3歳児・保育短時間 利用料:月額35,970円)

ケース④ 保護者の就労 + 下のお子さん(3号認定)保育園への入所

★認定こども園化以降

2号認定から1号認定に切り替え

→ これまで通い慣れた園で、引き続き、無償で幼児教育施設に通える 3号認定(3歳未満児保育)の保育の受皿の確保にも繋がる

(3) 民間施設の動向等

- ・令和4年4月 明星保育園 保育所型認定こども園へ移行予定
- ・令和5年4月 風越保育園・羽場保育園 幼保連携型認定こども園へ移行予定
- ・令和5年4月 飯田中央保育園・育良保育園 保育所型認定こども園へ移行予定

6 スケジュール

- (1) 保護者説明(各園個別) 9月4日(土)~9月25日(土)
- (2) 社会福祉審議会児童福祉分科会協議 9月30日(木)
- (3)認可(承認)申請手続き認可(承認)予定日 令和4年3月
- (4)条例改正等 12月議会上程(予定)